



皆野町けんこう大使 み～な

# 国保からの お知らせ

## 国民健康保険税について

国民健康保険税は、病気やケガをした場合に安心して医療を受けることができるよう、国保加入者で医療費の負担を支えあう国民健康保険制度の貴重な財源です。納期限までに必ず納めましょう。

### 平成29年度の税率

区分	医療分	後期高齢者支援分	介護分(40歳～64歳)
所得割	(総所得金額 - 33万円) × 5.5%	(総所得金額 - 33万円) × 1.1%	(総所得金額 - 33万円) × 1.1%
資産割	固定資産税額 × 40%	—	—
均等割	加入者数 × 10,000円	加入者数 × 7,200円	加入者数 × 7,200円
平等割	1世帯 14,000円	—	—
課税限度額	54万円	19万円	16万円

### 所得の申告を必ずしましょう

国保税の税額は前年の所得に応じて決定します。税額を決定するために、国保加入者は毎年所得の申告をすることが義務付けられており、前年中に収入がなかったかたも申告が必要です。

また、高額療養費や福祉サービスなどを受けるためにも申告が必要となる場合がありますので、まだお済みでないかたは忘れずに申告しましょう。

### 資格の手続きを忘れずに

国保の加入や喪失の手続きを忘れていませんか？

手続きを忘れてしまうと、さかのぼって国保税を納めることになったり、二重で保険料を納めてしまうこともあります。こうしたことが起きないように加入・喪失の手続きは忘れずに行いましょう。

なお、年度途中で加入や喪失をした場合には、税額が変更されます。

### 国民健康保険税の軽減について

倒産や解雇などを理由に離職されたかたは、申請により国保税の軽減が受けられます。

●対象者 次の条件すべてを満たすかた

- ①公共職業安定所(ハローワーク)より雇用保険受給資格者証を交付されている
- ②離職日の時点で65歳未満
- ③雇用保険受給資格者証の「離職理由」欄の理由コードが次のいずれかである

	理由コード	例
特定受給資格者	11、12、21、22、31、32	会社の倒産、解雇などで離職
特定理由離職者	23、33、34	雇止め、正当な自己都合で離職

●申請 雇用保険受給資格者証と印鑑を持参し、税務課(⑦番窓口)にて申請をしてください。

問合せ 税務課 課税担当 ☎62-1461